



平成30年8月7日

各 位

会社名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松田洋祐
(コード番号 9684 東証第一部)
問合せ先 グループ経営推進部長 佐々木通博
(TEL. 03-5292-8000)

子会社取締役及び従業員に対する事後交付型株式報酬（勤務条件付）の付与について

当社は、平成30年8月7日開催の取締役会において、当社子会社の取締役及び従業員（以下、「対象役職員」という。）事後交付型株式報酬（勤務条件付）（以下、「本株式報酬」という。）を、別途特定する対象役職員に対して付与することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株式報酬の目的

当社は、対象役職員の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めつつ、中長期的かつ継続的な勤務への意欲を増進させることを目的として、本株式報酬を付与いたします。

2. 本株式報酬の内容

（1）本株式報酬の概要

本株式報酬は、対象役職員に対して、対象とする役務提供期間（2018年8月15日から2021年8月14日まで。以下、「役務提供期間」という。）のうち1年を経過する度に、当該1年間（以下、「権利確定期間」という。）の役務提供の対価として、あらかじめ定めた数（以下、「交付株式数」という。）の当社の普通株式（以下、「当社株式」という。）を交付する、勤務条件付の事後交付型株式報酬であります。なお、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載において同じ。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて交付株式数を調整します。

（2）当社株式の交付の条件

対象役職員は、①権利確定期間の間、継続して当社及び子会社の取締役又は従業員の地位にあること、②一定の非違行為がないこと等の所定の要件を満たしていることを条件に、当該権利確定期間の満了後に当社株式の交付を受けるものとします。

（3）対象役職員に交付される当社株式の上限数

本株式報酬により対象役職員に交付を約する当社株式の上限数は、11,100株とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該上限数を調整します。

(4) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、各権利確定期間満了後に、取締役会決議を行い、①対象役職員に金銭債権を支給したうえで、②当該金銭債権の全部の現物出資と引換えに、新株発行又は自己株式処分によって交付株式数の当社株式を交付します。

なお、本株式報酬により発行又は処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役職員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

(5) 役務提供期間中に退任・退職した場合等

①対象役職員が正当な理由により退任・退職等した場合、又は②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編行為等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合等は、当該退任・退職等の日又は組織再編等承認日等までの期間を踏まえて合理的に定める数又は額の当社株式又は金銭を交付又は支給します。

以 上